

# 三田市オンブズパーソン

平成28年度

## 活動状況報告書

[平成28年4月1日～平成29年3月31日]

三田市オンブズパーソン

三田市経営管理部行政管理室総務課

## 目 次

1	はじめに	1
2	オンブズパーソン所感	
(1)	曾和 俊文（そわ としふみ） 代表オンブズパーソン	2
(2)	西野 百合子（にし の ゆりこ） オンブズパーソン	3
3	オンブズパーソン制度の運用状況	
(1)	オンブズパーソン制度についての問合せ	4
(2)	オンブズパーソンへの意見等の申立て	4
(3)	オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧	6
(4)	オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査	7
4	処理事例	
(1)	申立て第2号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）	8
(2)	申立て第3号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）	15
5	例規等	
(1)	三田市オンブズパーソン条例	19
(2)	三田市オンブズパーソン条例施行規則	24

## 1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

平成28年度のオンブズパーソン制度の運用状況の概要としては、オンブズパーソンは4件の意見等申立てを受け付け、そのうち2件について調査いたしました。また、事務局への相談・問合せは5件寄せられました。

このたび、制度の施行後3年が経過しましたが、利用件数は少ないことから、市民への制度定着を進めることが重要であり、この制度が市民の皆様方にとって気兼ねなく身近な存在として感じていただけるよう、一層の周知啓発に努めてまいります。

平成29年4月

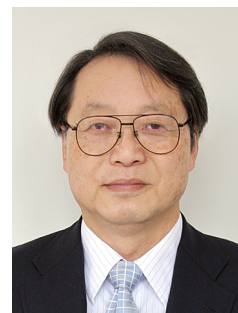
三田市経営管理部行政管理室総務課

## 2 オンブズパーソン所感

### (1) 曾和 俊文（そわ としふみ） 代表オンブズパーソン

オンブズパーソン就任3年目を終えて

曾和 俊文



三田市オンブズパーソン制度は2014年の4月1日に始まりました。

元々オンブズマンとは、1809年にスウェーデンで誕生した議会オンブズマン（議会が行政を監視するために設置した独立性を持つ機関）に由来する歴史のある制度ですが、わが国では地方公共団体の長の下に置かれた独立性のある機関として発展しています。すなわちオンブズパーソン（オンブズマン）制度は、市民からの意見や申し立てを受けて、独立した立場で調査・提言などを行う、「行政監視機能」を持つ機関です。全国では100近くの自治体がオンブズパーソン制度を設置していますが、兵庫県では（今のところ）明石市と三田市だけがオンブズパーソン制度を持っています。

私は最初の三田市オンブズパーソン2名のうちの1人としてこの3年間を努めてきました。1年目の市民からの「意見等の申し立て」は8件、2年目が8件、3年目は4件でした。それぞれの申し立ての内容や、申し立てに対して調査した結果報告などは本報告書あるいは三田市のホームページに掲載されていますのでご覧下さい。市民からの申し立てもあって開店休業とならなかったのは幸いです、もう少し積極的に活用して欲しいというのが正直な感想です。

2年目には、市民からの申し立てをきっかけに、オンブズマンとしての自己発意調査（「公私協働時代における公務員の職務専念義務免除の在り方に関する調査」）を行いました。まちづくりなどの共通の目的のために市民団体と三田市が協働し、その中で職員が市民団体の仕事を一部担当することもみられますが、その係わり方について市民から疑念を持たれないようにすることが必要です。市の職員が公共的な活動を行っている市民団体の仕事を担当することは法令でも認められていることですが、その法的根拠を明確にし、職員の関与をより積極的かつ明確に位置づけるように求めました。提言に応じて条例改正も実現しました。これは全国的にも先進的な対応を示したものと自負しています。

オンブズパーソンの任期は1期3年ですので、第1期が終了したことになります。何とか3年間で勤め終えたことにホッとすると共に、この間に裏方として事務を支えてくれた事務局職員に感謝いたします。

オンブズパーソン制度は、市民の方々が三田市の行政活動について、ご意見・ご要望を出せる貴重な機会であり、苦情だけではなく意見・提案も受け付けていますので、是非、積極的に活用していただければと願っています。

## (2) 西野 百合子 (にしの ゆりこ) オンブズパーソン

オンブズパーソン 3年目

西野 百合子



本年度は全体として申立件数はあまり多くなかったものの、私が担当した事件のうち、申立内容の論点が多岐にわたり、かつ、細かい事実関係の確認を要する案件があり、通常の期間内に処理することができませんでした。この件では事案の特殊性から、時間がかかったことはやむを得なかったと考えますが、今後はできるだけ申立人をお待たせしないよう、努力したいと思います。

この申立事件も含めてですが、三田市職員の皆様には、毎回オンブズパーソンからの多数の詳細な質問・照会事項に対し、面倒がらず丁寧にご回答くださり、調査に協力していただいたことは感謝します。

また、昨年度末に我々はオンブズパーソン発意による調査を敢行し、改善の提言を行いました。三田市がその提言を受け容れて、早くも年度当初に条例改正や事務処理方法の見直しの対応をとられたことは、行政機関として誠実な態度であり尊敬するとともに、オンブズパーソンの意見が実際に効力を持ち、役割を果たせたものとして、大変嬉しく思っております。

市民の皆様からの申し立ては、単なる個人の救済だけでなく、このように三田市全体の市政改善のきっかけとなる可能性があります。皆様はぜひオンブズパーソン制度を活用して、三田市政を良くしていただきたいと思います。

### 3 オンブズパーソン制度の運用状況

#### (1) オンブズパーソン制度についての問合せ

件数 5 件（匿名 1 件）

##### ア 内容別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①意見等申立ての相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
②制度に関する質問	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3
③制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
月別計	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0	0	5

##### イ 方法別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①電話	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	3
②窓口	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
月別計	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0	0	5

#### (2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

件数 4 件

##### ア 方法別件数内訳

（単位：件）

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①持参	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	4
②郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ファクシミリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	4

## イ 対象機関別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①市民病院事務局総務課	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
②市民生活部地域支援課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
③経営管理部管財営繕課	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
④経営管理部人事課	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
月別計	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	5※

※ 申立ての内容により複数の対象機関が存在

## ウ 面談件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
意見等申立てを受けての面談	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
(調査実施)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
(面談後に取り下げ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## エ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(勧告・意見表明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②申立ての趣旨に沿えなかったもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
③調査しない事項※に該当したもの	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
④継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	4

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項（条例第2条第6号該当）等

### (3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

#### ア 申立て第1号

申立日	7月12日
申立ての趣旨	「公共的団体の職務に従事する場合」に該当する「時間外勤務命令」は不当な労働行為であり「時間外勤務手当の支給」について疑念があることを申し立てたもの
担 当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	経営管理部行政管理室総務課
結 果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	8月4日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成27年度自己発意調査）。

#### イ 申立て第2号

申 立 日	7月12日
申立ての趣旨	三田市がこれまでに無償譲渡契約が完了したとされる4つのコミュニティセンター（以下「コミセン」という。）の固定資産税などの減免措置に下記事項に疑念があることから申し立てたもの ① 各種文書に記載される面積等の数値が一致しない。 ② 面積等の数値の不一致などを申立人が指摘したことに対して訂正しない。 ③ 同じ過ちが繰り返される。 ④ 地方自治法第260条の2第1項が守られていない。 ⑤ 不動産登記法第47条の法が守られていない。 ⑥ 所有権登記手続に不備がある。
担 当	西野オンブズパーソン
面 談	8月9日（9時35分～10時10分）
市の所管課	市民生活部市民協働室地域支援課 経営管理部行政管理室管財営繕課
事 情 聴 取	8月9日（10時10分～12時10分）
結 果	申立ての趣旨に沿えなかったもの《13ページ参照》
結果通知日	3月1日《調査期間：232日間》

### ウ 申立て第3号

申 立 日	8月29日
申立ての趣旨	「三田市民病院2階ロータリーの植え込みの撤去」が未だ実施されていない件に基づく下記事項を申し立てたもの ① 実施時期の明確化・早期実施 ② 市民からの要望が結果的に放置されていることの構造解明
担 当	曾和オンブズパーソン
面 談	9月23日（13時30分～14時00分）
市の所管課	市民病院事務局総務課
事 情 聴 取	9月23日（14時20分～15時00分）
結 果	申立ての趣旨に沿ったもの（意見表明）
結果通知日	9月30日≪調査期間：32日間≫

### エ 申立て第4号

申 立 日	12月6日
申立ての趣旨	① 「公共的団体の職務に従事する場合」に該当する「時間外勤務命令」は不当な労働行為であり「時間外勤務手当の支給」について疑念があることを申し立てたもの ② 行政事務委託料の支払いに関し、三田市の支払責任について申し立てたもの
担 当	曾和オンブズパーソン・西野オンブズパーソン
市の所管課	市民生活部市民協働室地域支援課
結 果	調査しない事項に該当したもの※
結果通知日	12月12日

※この条例に基づき既に意見等の処理が終了している（平成27年度自己発意調査）。

平成27年7月15日三監第61号及び平成27年6月26日三監第55号において、住民監査請求など請求により監査委員が監査を実施した事項である。

### (4) オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査

件数0件

## 4 処理事例

### (1) 申立て第2号調査結果（申立ての趣旨に沿えなかったもの）

<p>意見等申立ての趣旨</p>	<p>平成27年12月に、これまでに無償譲渡契約が完了したとされる4つのコミュニティセンター（以下「コミセン」という。）の固定資産税などの減免措置がなされました。さらに、けやき台コミセンの無償譲渡契約が平成28年3月31日に終了し、武庫が丘コミセンが平成28年9月1日に予定されています。これらの措置に、疑念があるので調査し、是正を求めます。</p> <p>① 各種文書に記載される数値が一致しない。なぜ一致しないのか、その原因の調査を求める。</p> <p>② 数値の不一致などの指摘に対して、Aなぜ是正措置がなく放置されたままなのかその理由の調査を求める。B不備の早急な訂正を求める。</p> <p>③ 過去の分の措置があるのに、けやき台コミセンの措置が不備です。Aなぜ同じ過ちが繰り返されるのかその原因の調査を求める。B不備の早急な是正を求める。</p> <p>④ 地方自治法第260条の2第1項が守られていません。Aなぜ、違反が放置されたままなのかその原因の調査を求める。B違反の早急な是正を求める。C違反だと指摘されているのに、なぜ、さらなる法違反をするのか。違反を繰り返すことができる理由の提示を求める。</p> <p>⑤ 不動産登記法第47条の法が守られていません。Aなぜ、違反が放置されたままなのかその原因の調査を求める。B違反の早急な是正を求める。</p> <p>⑥ 所有権登記手続に不備があるので調査を求める。不備の早急な是正を求める。</p>
<p>調査の結果</p>	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の6点を意見等申立書に記載している。</p> <p>① 各種文書とは、無償譲渡覚書、減免申請書である。両者に記載されている面積が一致しないことから、市はすみやかに正しい数値を訂正修正すべきである。（弥生が丘コミセン、富士が丘コミセン、あかしあ台コミセン）</p> <p>② 上記①の弥生が丘コミセンの面積不一致などの指摘に対して、是正措置がなく放置されたままであることから市はすみやかに</p>

	<p>訂正修正すべきである。(その他のコミセンは、今後修正を求めていく)</p> <p>③ 上記①と同様にけやき台コミセンの指摘を担当課に対して行っているが是正措置がないことからすみやかに訂正修正すべきである。</p> <p>④ 弥生が丘自治会及び富士が丘自治会は認可地縁団体ではないことから、市財産であるコミセンを両自治会に無償譲渡してはならない。市は地方自治法第260条の2第1項を遵守すべきである。</p> <p>⑤ 市は不動産登記法第47条を遵守し、各コミセン所有者に対して表題登記をするように修正すべきである。</p> <p>⑥ 市は表題登記を行ってから所有権移転後に自治会が登記手続きすべきである。</p> <p>(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意は、次の3点である。</p> <p>ア 地方自治法第260条の2における認可地縁団体以外は、市は無償譲渡してはいけない。</p> <p>イ 統一された数値(コミュニティハウスの建物面積)を書類種別に関係なく記載されなければならない。</p> <p>ウ 修正を求めているにも関わらず、一切修正に応じないのは三田市として不誠実である。</p> <p>2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関(税務課、地域支援課及び管財営繕課)に事情聴取を行った結果、以下の事項を確認し、本件申立てに対するオンブズパーソンとしての結論は次のとおりである。</p> <p>(1) 主張①について</p> <p>ア 上記①の申立てにかかる弥生が丘コミセンについて、申立人が考えている平成17年の増築部分には事実誤認がある。</p> <p>平成2年に建築された際の面積は211.73㎡…アであり、平成17年2月に増築した面積は、75.59㎡…イ、また、平成23年8月に増築した面積は38.276㎡…ウである。</p>
--	--

平成 17 年 3 月 8 日付け無償譲渡覚書に記載されている面積は覚書締結当時の面積 3 0 9 . 5 4 m<sup>2</sup> (ア+イ+デッキ) であり、デッキ部分 2 2 . 2 2 m<sup>2</sup>が覚書には含まれている。これに対し、平成 27 年度固定資産税の減免について (通知) に記載されている面積は、3 2 5 . 5 9 m<sup>2</sup> (ア+イ+ウ) であり、平成 23 年の増築面積が加えられた一方、デッキ部分の面積は除かれている。家屋の譲渡はデッキ部分を含めてなされたものであるが、固定資産税の課税対象となる家屋面積に、デッキ部分は算入されないためである。

以上のことから、オンブズパーソンとしては、申立人が各文書に正しい数値するように是正を求めているが、各文書はその性質に従い、その時々建物の状態に基づく正しい記載をしており、誤りは無いから是正の必要はないと判断する。

イ 富士が丘コミセンについてであるが、無償譲渡覚書面積 2 2 1 . 3 7 m<sup>2</sup>と減免通知面積 2 1 3 . 3 9 m<sup>2</sup>の差異理由は、無償譲渡覚書には建設当時の予定面積で記載されているのに対して、減免通知は竣工後の面積記載されているためである。面積の変更理由は、竣工の間に駐輪場 (自転車置き場) 整備を取りやめたことによるものである。

なお、竣工当時は面積の増減による建築基準法上の手続きはないとのことであった。

以上のことから、オンブズパーソンとしては次のとおり判断する。

無償譲渡覚書は建物面積の記載に微少な差異が存するものの、譲渡の対象物件自体の同一性が疑われるおそれはないから、面積の記載を遡って修正する必要性まではないと考える。

また、固定資産税の減免申請は、実面積に沿った 2 1 3 . 3 9 m<sup>2</sup>でされていることから減免申請に誤りはない。

ウ あかしあ台コミセンについて、無償譲渡覚書は、4 6 0 . 6 7

m<sup>2</sup>であり、減免申請は460.66m<sup>2</sup>である。小数点以下第2位までの記載時に無償譲渡覚書では切り上げ法を採用しているのに対して、減免申請では四捨五入法を採用しているものであり、各文書における元となるデータがそのように取り扱うため、慣例に従っているとのことである。

以上のことから、オンブズパーソンとしては、位取り法の違いによる数値誤差に過ぎず、訂正する必要はないと判断する。

(2) 主張②について

前記(1)アで述べた通り、弥生が丘コミセンの無償譲渡覚書記載の面積は増築前のものであり、譲渡後に、譲受人たる自治会が行った増築部分は、当然ながら市からの譲渡対象に含まれていなかったものであるから、この点で覚書の面積の記載を遡って修正する理由はない。また、減免申請ではデッキ部分の面積を算入しないことは、固定資産税の賦課方法の定めによることであって、いずれの書面も誤記ではない。従って、オンブズパーソンとしては、各文書は、修正する必要がないものと判断している。

なお、増改築を行った際に修正すべきものは、税務課にある家屋所有申出書であり、このたびのオンブズパーソンの調査によれば、その修正はすでに終えていることが判明したので、この点でも問題は無い。

(3) 主張③について

けやき台コミセンの無償譲渡覚書及び公有財産台帳には425.48m<sup>2</sup>（現在閉鎖）が記載されており、登記では424.14m<sup>2</sup>とされている。そこに1.34m<sup>2</sup>の差異が発生している。

この登記は譲渡後にけやき台自治会によって申請されたものであり、市は一切関与していない。つまり、差異が生じた原因を作ったのは市ではない。

以上のことから、オンブズパーソンとしては、この問題はけやき台自治会に属する問題であると判断するものであり、申立人の主張

は、採用できない。

但し、あえて申し添えるのであれば、無償譲渡覚書の床面積と登記面積の差異は、覚書と公有財産台帳が壁芯（かべしん）面積であり、登記は内法（うちのり）面積であるという、計測方法の違いと考えられる。内法面積による登記申請は認められており、これらの差異が違法を招くものではない。

(4) 主張④について

弥生が丘自治会および富士が丘自治会は、認可地縁団体ではない、任意団体としての自治会組織である。

申立人は以前より、認可地縁団体に対してしかコミセンを無償譲渡できないという主張を行っている。これにつき、地方自治法第 260 条の 2 は、認可地縁団体、いわゆる自治会等の法人格の取得について規定する。当該規定は、かねてから生じていた自治会財産の所有・管理に関わる紛争解決の受け皿として、認可地縁団体として法人格を取得することにより法人名義による不動産登記等を可能とするよう設けられたものである。しかしながら、このことは、認可地縁団体でなければ自治会たりえないという意味ではないし、認可地縁団体でない自治会に対して市の財産を譲渡してはならないという趣旨でもない。申立人は、地方自治法第 260 条の 2 の趣旨を誤認しており、申立人の主張は前提を欠いている。以上のことから、オンブズパーソンとしては、自治会が認可地縁団体でないことは、市の財産を無償譲渡する上で障害とならず、弥生が丘コミセンおよび富士が丘コミセンの無償譲渡行為は有効と判断する。

もっとも、市としても、コミセンを無償譲渡する相手方は認可地縁団体であることが望ましいと考えているとのことであった。

そのため、三田市は市内の各区・自治会には認可地縁団体になるように勧めている。認可を取得するか否かは区・自治会の自治権の問題であり、市が強制できるものではないものの、今後も認可地縁団体になるように求めていく予定であるとのことであった。

オンブズパーソンは三田市のこの方針に対しても賛成である。

(5) 主張⑤について

申立人は、三田市が、コミセン建物の不動産表題登記を行っていないことが不動産登記法 47 条違反であると主張するが、建物を新築した者等の表題登記の申請義務の趣旨は、強制ではなく「努力義務」と解されている。世の中には公有であれ私有であれ、未登記建物が現実に多数存在し、民法上、登記をしないことの有利不利はあるにせよ、登記をしないがために所有者に対して特段制裁は課されていないのが現状である。

市所有物件の登記については、直ちにすべき義務はなく、当分の間は免除されるとされている。市所有の不動産については固定資産税は課税されず、国有資産等所在市町村交付金法第 3 条第 3 項により公有財産台帳に記載することをもって市の財産を把握し得るから、市にとっては、登記は必ずしも必要でないから、申請していないのである。

そのため、三田市では市所有の未登記物件を他人に譲渡した場合に、譲受人において登記申請するよう勧めているとのことである。実際に登記するかどうかは、譲受人の意思に委ねられており、上記(4)の通り、自治会の場合は法人格を取得していなければ自治会名義では登記できないことになる。

以上のことからオンブズパーソンとしては、コミセン建物の不動産表題登記がなされていないことは、申立人が主張するような違法状態とは言えないと判断する。

(6) 主張⑥について

上記(5)で述べた通り、公有財産につき、市が必ずしも表題登記をしなければならないということでない。けやき台自治会に対しては、無償譲渡覚書締結後に表題登記を行うように依頼し、けやき台自治会は登記を実施したとのことであった。

以上のことから所有権登記に不備があるという申立人の主張は採用できない。

3 申立人との面談で聴取した本件趣意3点についても関係課に以下の事項を確認した。

(1) 地方自治法第260条の2における認可地縁団体以外は、市は無償譲渡してはいけないとの意見であるが、市が譲渡するにあたっては認可地縁団体が絶対条件ではない。譲渡しない理由にもあたらぬ。要は、自治会として組織がしっかりしており、コミセンの管理能力があればよい。

また、減免申請は、認可地縁団体ではないが、市と無償譲渡覚書を行っている自治会からの提出であることから受理し認めている。

しかし、平成26年度オンブズパーソン申立第3号結果通知書及び同年度オンブズパーソン申立第7号結果通知書オンブズパーソン付言においてもご指摘をいただいているように、将来にわたりトラブルが発生しないように認可地縁団体になることが望ましいとは言えるので、自治会には認可を取るよう促している。

(2) 文書の種別によっては、内法、壁芯での寸法となるが、それが直ちに不備記載とはいえない。

(3) 訂正する必要がないものについては行う理由がない。

以上、申立人の主張内容、関係課への調査結果から、次のとおり判断する。

上記3の(1)の地方自治法第260条の2における認可地縁団体以外は、市は無償譲渡してはいけないとの申立人の主張に対しては、上記2の(4)の主張④に対する判断においてオンブズパーソンの意見を記しているとおりである。

上記3の(2)及び(3)については、申立人は各種文書に記載している数値が一致していない旨を主張し、正しい数値を記載するように求めている。その点について関係課に説明を求め、各文書を確認してきたところであるが、その詳細は上記2の(1)の主張①、(2)の主張②及び(3)の主張③に対する判断としてオンブズパーソンの意見に記

	<p>しているとおりであり、結局のところ不備の事実はない。</p> <p>そのため、是正を求め申立てている主張に理由はない。</p> <p>なお、申立人が主張する各文書による数値の不一致の理由は関係課に確認すれば容易に判明することであり、思い込みによらず、その事実を確認した上で申立てするよう申立人に求める。</p> <p>4 最後に、オンブズパーソンとしては、地元移管後のコミセンの維持管理に関し、申立人の懸念に対する回答として平成 26 年度オンブズパーソン申立第 3 号及び第 7 号に詳述しているところであるが、要点のみ再論する。</p> <p>地方自治法第 260 条の 2 は、認可地縁団体、いわゆる自治会等の法人格の取得について規定している。当該規定は、かねてから生じていた自治会財産の所有・管理に関わる紛争解決の受け皿として、認可地縁団体として法人格を取得することにより法人名義による不動産登記等を可能とするよう設けられたものである。</p> <p>本件コミセンの地元移管に伴う財産の管理は、まさしく地方自治法が予定しているところでもあり、自治会が法人格を取得することで生ずる負担よりも、得られる利益のほうが各段に大きいと考えられ、以後のトラブル発生の可能性を未然に防ぐ意味においても、認可地縁団体の存立を追求すべきものであると考える。したがって、三田市としては、コミセン移管のこの機会に、相手方である連合自治会の理解を得つつ、コミセンの所有者である連合自治会が認可地縁団体となるべきことを追求すべきである。</p>
備 考	

(2) 申立て第3号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	<p>平成25年1月15日付け要望書の要望事項3「三田市民病院2階ロータリーの植え込みの撤去」が未だ実施されていない件について</p> <p>①実施時期の明確化・早期実施</p> <p>②市民からの要望が結果的に放置されていることの構造解明</p>
調査の結果	<p>1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。</p> <p>(1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。</p> <p>平成25年1月に要望書を提出し同年2月に回答書を受領した。同年4月9日市民病院総務課に対して現地にて説明を実施 同年秋 予算化決定との連絡あり。 翌年、新病棟工事見直しに付き凍結。</p> <p>(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣旨をまとめると次のとおりである。</p> <p>① 平成25年1月15日付け要望に対し、三田市は回答後の協議において実施に向けた取組みを説明したにも関わらず、現在までに実施されていないことに対して再度実施を要望する。</p> <p>② 三田市は実施に向けた回答を行ったにも関わらず、実施に至っていない件について、市民の要望等がどのように取り扱われるのかの進行管理がなされていない組織体制に改善を求める。</p> <p>2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関（市民病院総務課）に事情聴取により確認した点は、次のとおりである。</p> <p>平成25年の介護タクシー会社からの要望を受け、平成26年度予算に工事費を計上したが、身体障害者駐車場移設工事予定地に増築棟を建設する予定となったため、建設工事と一体で改めて検討することとなった。</p> <p>平成27年8月に策定した「三田市民病院増築及び改修工事基本構想書」の中に、①A駐車場に屋根付身体障害者駐車場を移設設置し、②2階ロータリーを介護タクシーと一般送迎車両の乗降待機場所とする案を盛り込んだ。しかし、本基本構想の策定途中である平成27</p>

年3月に総務省から「新公立病院改革ガイドライン」が示され、都道府県が策定する「地域医療構想」と整合を図る「新公立病院改革プラン」を平成28年度中に全公立病院が策定することが義務づけられ、本改革プランの策定後でなければ増改築の財政確保に係る手続きができないことから、2階ロータリー及び身体障害者駐車場の移設整備工事も保留となった。

なお、増改築工事とは別に発注した場合、工事費も約1200万円と高くなり、赤字決算の状況の中では、患者様の医療に係る部分を最優先に経営改善を進める必要があることから、先行して駐車場工事を実施することは現時点では考えていない。

また、まちづくり基本条例に基づく市政への市民参加条例について、パブリックコメント及び附属機関の審議を実施する予定である。

3 以上の事情聴取を踏まえての、検討の結果は次のとおりである。

三田市は、この申立てがなされる前から、申立人が求めるロータリー植え込み撤去工事を現在策定中の三田市民病院増築及び改修工事基本構想書に組み込んでおり、処々の事情により凍結になっているとしても、申立人の要望に応えようと努力していることは認められる。

しかし、いったん予算化したと回答し、すぐにも実現されるものと市民に期待を持たせながら、3年後の現在に至っても実施されていないことに対して、市民が不満を持つのも当然である。当初の回答が実現できなくなった、それぞれの時点で、市民病院としては要望した市民たちに正式に説明をするべきであり、説明不足であったと言わざるを得ない。

なお、申立人は、当初、申立書の中で、ロータリーの植え込み撤去工事の早期実現をオンブズパーソンに求めていたが、オンブズパーソンは個々の政策の是非に関わる問題は取り扱わないと説明して、この点を申し立て内容から除くことのできる了解を得た。それゆえ、オンブズパーソンとしては、この点についての判断を差し控える。

4 最後に、オンブズパーソンとしては、ロータリーの植え込み撤去工

	<p>事に関し、三田市に対して以下のとおり付言することをもって、調査を終えることとする。</p> <p>三田市は平成 25 年 1 月に要望書が提出され、2 月に回答し、同年秋に予算化が決定したことを要望団体に連絡している。そのため、申立人を含む要望団体は、ロータリー植え込み撤去工事が実施されると期待し、それを待ち望むことは当然である。</p> <p>しかしながら、三田市は現在に至るまで、工事が延期となった事情等について正式に説明を行っておらず、結果として、申立人をはじめ、関係する団体に不信感を抱かせることとなった。</p> <p>上記の聞き取り調査において、三田市が説明する、工事延期の理由は理解できないわけではないが、もっと早い時期に、三田市が説明を尽くしておけば、現在の状況に至ることもなかったと考えられる。</p> <p>一般に、市民からの要望に対しては誠実に対応すべきである。また、市民病院のような公共施設の設備・運営の改善方法については、市民からの意見を聞きながら進めることが望まれる。今回のような、障害者の立場を配慮した施設のあり方についての市民からの意見は貴重である。適正な病院運営を行うには、三田市や関係する団体の両者が知恵を出し合うことも重要である。したがって、三田市は、この機会に、関係する団体との話し合いの場を持ち、今回のテーマについても正式に説明する場を設けるべきであることを提案する。</p>
備 考	

## 三田市オンブズパーソン条例

平成25年12月24日  
三田市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第42条第3項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

(職務)

第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。
- (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

(オンブズパーソンの責務)

第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(意見等の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となつた事実のあつた年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

（意見等の調査）

第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

- (1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。
- (2) 意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となつた事実について利害を有しないとき。
- (3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となつた事実のあつた日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。
- 4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあつては意見等申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあつては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。  
(調査結果の通知)

第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了したとき(第12条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関

(勧告及び意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表

するものとする。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(事務局)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(活動状況の報告)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額 45,000円
----------	------------

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

4 三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。」に改める。

## 三田市オンブズパーソン条例施行規則

〔平成26年2月12日〕  
〔三田市規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(代表オンブズパーソン)

第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

(1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
- (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
- (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。